

## 成立手数料

和解契約書に記載された 解決額	算定基準	
100万円以下		8万円
100万円超、300万円以下	5% +	3万円
300万円超、3000万円以下	3% +	9万円
3000万円超、3億円以下	2% +	39万円
3億円超	1% +	339万円

算定基準に従って算出された金額に消費税が加算されます。

## 交通事故の場合

日弁連交通事故相談センター 富山県支部（富山県弁護士会館内）の無料の法律相談・あっせん制度を利用することができます。

## 資力が乏しい方の場合

日本司法支援センター富山地方事務所（法テラス）（富山県弁護士会館内 TEL050(3383)5480）の民事法律扶助制度を利用することができます。



**住所** 富山市長柄町3-4-1 TEL 076-421-4811

**アクセス** 富山駅より車で約10分  
富山地方裁判所の通りにあります。

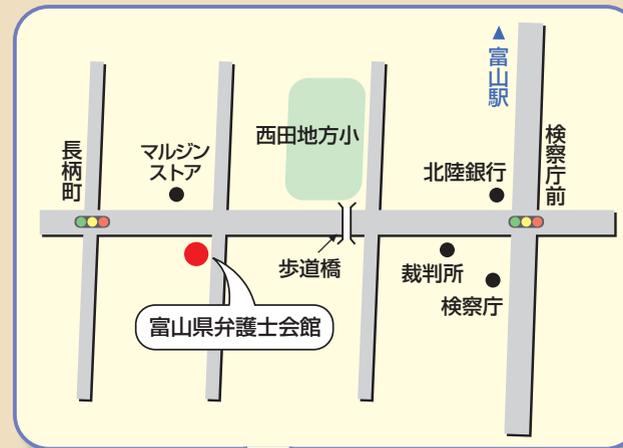
### バス案内

#### ①富山地鉄バス

「萩の島／速星／牛岳温泉健康センター・山田行政センター前／簡保保養センター／速星／八尾鏡町」方面に乗車。  
「検察庁前」停留所で下車（「富山駅前」停留所より約10分）。徒歩約5分。

#### ②コミュニティバス「まいどはや」

「中央ルート」に乗車、「西田地方小学校前」停留所で下車。  
（「富山駅前」停留所より約12分）、徒歩約2分。



# 弁護士による トラブルの解決

富山県弁護士会紛争解決センター  
（弁護士会ADR）

富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館内  
TEL 076 (421) 4811

受付 毎週月～金曜日 午前10時～午後4時